

三鷹市広告付郵送用封筒提供者募集に関する事項

1 趣旨

三鷹市広告付郵送用封筒提供者募集について、三鷹市郵送用封筒広告審査委員会（以下「委員会」という。）による広告付郵送用封筒の審査に当たり、提供者の募集方法や審査委員会など必要な事項を定める。

2 募集概要

(1) 目的

三鷹市では、市民サービスの向上、市の経費削減のため、市役所で使用する共通封筒に広告を掲載し、印刷・作成して市に無償で提供する候補者（以下「候補者」という。）を募集する。

(2) 募集期間

令和8年6月26日から令和8年7月3日まで

(3) 納品期限

令和8年12月7日まで

(4) 納品場所

三鷹市が指定する場所

(5) 広告の種類及び範囲

詳細については、三鷹市郵送用封筒広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条を準用する。

(6) 広告の規格等

ア 広告の規格、掲載数及び配置は、候補者の提案により審査する。

イ 広告の色は、2色までとする。

ウ 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

(7) 印刷枚数

広告を掲載する封筒の提供枚数は、募集の都度定める。

(8) 広告の掲載期間

提供された封筒の使用が終了するまでとする。

3 募集方法

提供者の募集は、三鷹市ホームページ等により行うものとする。

4 申込み及び決定方法

(1) 封筒を寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、市が指定する申込書等及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、上記（1）の申込みがあったときは、候補者の適否の審査を経て、提供者を決定し、市が定める決定・不決定通知書により申込者に通知するものとする。

5 広告の掲載順序

詳細については、要綱第11条第1項第1号から第5号までを準用する。

6 郵送用封筒広告審査委員会

市長は、4（2）により決定した提供者が提出する広告内容について審査を行うため、委員会を置く。詳細については、要綱第12条第2項から第5項までを準用する。

7 委員会の会議

詳細については、要綱第13条を準用する。

8 広告内容の責任

広告の内容に関する責任は、提供者及び広告主が負わなければならない。なお、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を市に提供することとする。

9 広告掲載の取消し

詳細については、要綱第17条第1項第3号及び第4号を準用する。

10 その他

(1) 経費負担

申込に要する経費は、全て申込者の負担とする。また、提供者募集が中止となった場合においても、申込者は申込に要した経費を市に請求することはできない。

(2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りではない。

(3) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに書面（任意様式）により、三鷹市総務部契約管理課契約係までその旨を通知する。

(4) 必要事項

この募集内容に定めるもののほか、封筒の募集及び広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。